

当医院からのご案内

- 当医院は保険医療機関の指定を受けています。
- 当医院では診療情報の文書提供に努めています。
- 当医院では明細書の無料発行をおこなっています。なお必要のない場合にはお申し出ください。
- 当医院は以下の施設基準等に適合している旨、東海北陸厚生局に届出を行っています。

●歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

●電子的歯科診療情報連携体制整備加算

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

●個人情報保護法を遵守しています

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

●歯科外来診療医療安全対策

当医院には、慰労安全対策に関する研修を受けた歯科医師、医療安全管理者を配置し、AED（自動体外式除細動器）を保有しており、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

●歯科外来診療感染対策

当医院では院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

●連携先保険医療機関

当院は、以下の医療機関と緊密な連携体制を構築し、必要に応じて適切な医療機関へのご紹介を行っております。

・市立四日市病院

●新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るとき取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

●令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。



いちかわ歯科クリニック

管理者 市川 竜大